

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 1 項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 （該当する□にレを記入）  複合建築物の住宅部分  
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画の評価方法 住宅部分：  
 （該当する□にレを記入）  誘導仕様基準  誘導仕様基準以外  
 非住宅部分：  
 モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積  m <sup>2</sup>	別表 4 (1)ア  円	別表 4 (2)ア  円
<input type="checkbox"/> 上記以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く  m <sup>2</sup>	① 別表 4 (1)イ(ア)  円	③ 別表 4 (2)イ(ア)  円
	非住宅部分の床面積の合計  m <sup>2</sup>	② 別表 4 (1)イ(イ)  円	④ 別表 4 (2)イ(イ)  円
	合計  m <sup>2</sup>	① + ②  円	③ + ④  円

合計 \_\_\_\_\_ 円

（注意）

- 1 「別表」とは、調布市手数料条例別表第 2 を指します。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 2 項の規定において準用する同法第 35 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に調布市手数料条例に定める額を加えます。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。